

務日数ニ対スル給料ノ半額ヲ支給ス但シ四週回ヲ以テ限度トス

(六) 勤務演習並ニ簡閲吳呼應召者ニ対スル皆勤賞與ニ関シテ尤ノ如ク定ム

(一) 勤務演習ノ應召者ニ対シテハ特ニ此ノ期間出勤ト見做ス

(二) 簡閲点呼參會者ニ対シテハ其當日ニ限り出勤ト見做ス

(三) 第一項ノ勤務演習ニ應召ノ為旅行スルトキハ往復順路ニヨリ鐵道旅行ハ二百哩水路旅行ハ百哩陸路旅行ハ十二哩ニワキ一日トシ一日未滿ノ端數ハ之ヲ一日トシ第一項ノ應召期限

ニ算入ス

(四) 第二項ノ簡閲点呼參集者ニシテ入社後第一回ノ場合ニ限り現住地ニ於テ參會日スル能ハサルトキハ前項ヲ準用スルコトアルヘシ

四 會社ハ毎年春秋ノ二回適當ノ方法ニ依リ從業員全部ノ慰安會ヲ舉行ス

五 安治川糸電所ニ於ケル石炭賞與金ノ配給方法ハ同所從業員ニ公表ス

六 期末賞与ヲ從業員全般ニ配給スルコトハ種々ノ關係ヨリ相当考究尤ヲ要スルモノト認ム

七 大正十年三月ノ給与ニ係ル増資記念分配ニ関スル株主總會ノ決議ハ既ニ之ヲ公表セリ但シ其分